

矢板市 ファミリーサポートセンター



矢板市ファミリーサポートセンターとは？



「子育ての支援をしてほしい人」(依頼会員)と「子育ての手助けをしたい人」(提供会員)がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら、地域で子育ての支援をしていこうとするものです。

センターは、依頼の求めに応じ、条件に合った支援ができる会員を紹介し、会員相互の子育てをサポートします。

地域全体で子育て家庭を支援することを目的とした市の事業です。



会員になるには？

依頼会員

・ 矢板市に居住又は勤務している方で、6 か月から概ね小学 6 年生までの子どもの支援を受けたい方

提供会員

・ 矢板市内に居住している満 20 歳以上の方で、心身ともに健康で積極的な育児支援ができる方

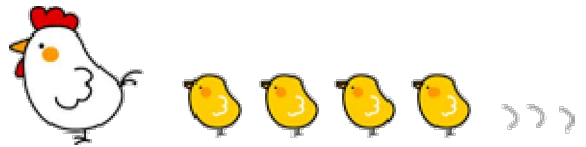
両方会員

・ 依頼会員、提供会員を兼ねる方



*** 上記に該当する方は、会員としてセンター事務局に登録できます。登録後、会員証を発行します。**

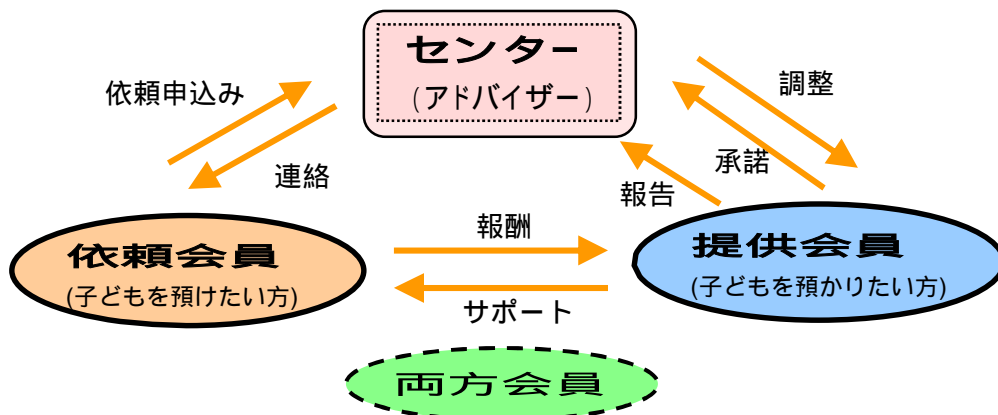
こんなときに支援します！



- ・ 保育所（園） 幼稚園など開始前と終了後に預かること。
- ・ 保育所（園） 幼稚園までの送迎をすること。
- ・ 学校の放課後や学童保育終了後、子どもを預けること。
- ・ 軽度の病気などの子どもを預かること。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かること。
- ・ その他会員の育児に関して必要な支援を行うこと。 など

*** 子どもは原則として提供会員の自宅で預かり、子どもの宿泊を伴う支援は行いません。**

支援が必要になったら？



依頼会員からセンターへ依頼申込み
センターが提供会員に連絡を取り調整
提供会員からセンターへ承諾
センターが依頼会員へ提供会員を紹介

提供会員は依頼会員と事前打ち合わせ後、サポート開始
依頼会員、提供会員双方が「支援活動報告書」の内容を確認し、依頼会員は速やかに提供会員に報酬を支払う
提供会員は、「支援活動報告書」を翌月7日までにセンターに報告

会員の心得・活動準備について



- ・ファミリーサポートセンターの趣旨と決まりを守りましょう。
- ・お互いのプライバシーは守りましょう。
- ・アドバイザーへの連絡なしに会員同士で支援活動の交渉は行わないでください。
- ・事前打ち合わせは、定められた項目について必ず行って下さい。

依頼会員の心得

依頼した支援活動以外の支援は要求しないでください。
約束した開始時間、終了時間は必ず守りましょう。
支援活動が終了したら、提供会員が作成する「支援活動報告書」の内容を確認し、速やかに報酬等の支払いを行ってください。
おやつ、食事(ミルク等) おむつなどは支援活動前に用意をしてください。

依頼会員の準備

必要な持ち物(ミルク、哺乳瓶、おむつ、着替え等)は揃っていますか？
送迎などの場合、保育施設への連絡は済んでいますか？
報酬や実費等の用意は済んでいますか？
子どもの体調はいつもと変わりありませんか？

提供会員の心得

支援活動中は、児童の安全確保に努めてください。
支援活動中に万が一事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
病気、その他やむを得ない事由で支援をキャンセルする場合は、速やかにセンターに連絡してください。
支援活動終了後、「支援活動報告書」に内容を記載し、依頼会員の確認を受けたうえ翌月7日までにセンターに提出してください。

提供会員の準備

家に子どもを迎え入れる準備はできていますか？
受け入れる子どもの年齢による配慮、特徴、好きな物などは把握できていますか？
送迎の場合、保育施設等の場所は確認してありますか？
「支援活動報告書」は必要箇所を記入し、活動終了後に報酬等の清算ができるようにしてありますか？



報酬の基準について

利用日	利用時間	報酬(1時間あたり)
平日(月曜日～金曜日)	7:00～19:00	600円
	上記以外	700円
土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	終日	700円

活動時間

- ・原則1時間単位とし、子ども1人につき上記の金額とします。(兄弟等2人目から半額)
- ・提供会員が活動を開始した時から、提供会員が依頼会員または依頼会員が指定するものへ引き渡したときまでの時間を活動時間とします。
- ・最初の1時間までは、活動時間が1時間に満たない場合でも1時間とみなします。
- ・最初の1時間を超えその後の時間の計算は、30分以下は基準額の半額とし、30分を超え1時間までは基準額とします。(延長の場合も同様)

キャンセル料

- ・前日までの取り消し・・・無料
- ・当日取り消し・・・上記基準により算定された利用料の半額
- ・無断取り消し・・・上記基準により算定された利用料の全額

実費

- ・原則として食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は依頼会員が用意をしますが、やむを得ず提供会員が用意した場合は、依頼会員が実費を支払います。
- ・交通費は送・迎のそれぞれ一回について、100円を参考とします。



支払い

- ・支援活動終了後、速やかに行ってください。

保障保険制度について

会員になると安心して相互支援活動が行えるよう「賠償責任事故補償」「依頼会員の子どもへの加害事故補償」「傷害事故補償」に加入します。保険料は市が負担します。

賠償責任事故補償

「ファミリーサポートセンター」事業を実施中に、管理・監督・指導上のミスなどが原因で依頼会員の子どもやその他の第三者の身体・財物に損害を与え、事業の運営責任者や提供会員が法律上の賠償責任を負ったような場合

	保険金の額	
対人賠償・対物賠償共通	1 事故	2 億円（保険期間中 2 億円）
保 管 者 賠 償	1 事故	50 万円（保険期間中 50 万円）
人 格 権 侵 害	1 事故	100 万円（保険期間中 100 万円）
現金・貴重品についての賠償	1 事故	10 万円（保険期間中 100 万円）
事故対応費用保険金	1 事故	50 万円（保険期間中 50 万円）
見舞費用保険金	1 事故について被害者 1 名につき最高 50 万円	

依頼会員の子どもへの加害事故補償

依頼会員の子どもが、育児サービス中に提供会員の家族や財物に損害を与えたときに、ファミリーサポートセンターが定める補償規定に基づき補償される場合

身体障害補償	死亡	300万円		
	後遺障害	障害の程度により 300万円～90万円		
	入院	入院期間が 30 日以上 のとき 10 万円		
		入院期間が 15 日以上 29 日以内 のとき 5 万円		
		入院期間が 8 日以上 14 日以内 のとき 3 万円		
	退院	入院期間が 7 日以内 のとき 2 万円		
通院期間が 15 日以上 のとき 3 万円				
通院期間が 8 日以上 14 日以内 のとき 2 万円				
財物損壊補償	実損害額	お見舞金支払額	実損害額	お見舞金支払額
	0円～3千円	0円	10万円～20万円	10万円
	3千円～1万円	3千円	20万円～30万円	20万円
	1万円～2万円	1万円	30万円～40万円	30万円
	2万円～3万円	2万円	40万円～50万円	40万円
	3万円～5万円	3万円	50万円～60万円	50万円
	5万円～10万円	5万円		

傷害事故補償

被保険者の方が活動場所で急激かつ偶然な外来の事故により受傷された場合には、次の保険金が支払われます。(熱中症・日射病・O 157・細菌性食中毒も対象になります)

	提供会員傷害補償	依頼会員の子どもへの傷害補償	行事参加者の傷害補償
死亡保険金	700万円	500万円	596万円
後遺障害保険金	700万円～21万円	500万円～15万円	596万円～17.88万円
入院保険金(日額)	4,500円	3,000円	3,000円
通院保険金(日額)	2,000円	2,000円	2,000円

- ・死亡保険金...事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき
- ・後遺障害保険金...事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき
- ・入院保険金...生活機能または業務能力の滅失をきたしかつ入院して医師の治療を受けたとき、事故の日から180日を限度として支払われます。
- ・手術保険金...入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10、20、40倍)を乗じた額が支払われます。
- ・通院保険金...生活機能または業務能力の減少をきたしかつ医師の治療を受けたときは、その通院日数に対し90日を限度として支払われます。

ファミサポQ & A

Q 1	ファミリーサポートセンター事業は、会員同士の相互援助活動であるということですが、センターと会員とはどのような関係になりますか？
A 1	ファミリーサポートセンターは、子育てについて助け合う会員組織のことであり、センターの役割は会員間で行う相互支援活動の調整を行うことです。会員はセンターを構成する構成員であり、センターとの雇用関係にはありません。依頼・提供会員双方の自由意思に基づくものであり、センターは会員間に立って調整を行います。
Q 2	依頼会員と提供会員のペアを組む時の「事前打ち合わせ」はどこで行いますか？
A 2	基本的には提供会員の自宅で行います。依頼会員にとっては、子どもを預かってもらう場所や環境の確認になります。子どもにとっても支援日当日に初めての場所へ行くのではなく、親子一緒に一度行っておくほうが良いと思われます。 提供会員にとっても、これから預かる子どもの特徴を知る上で必要なことと思われます。
Q 3	当時の依頼など急な対応はしてもらえますか？
A 3	あらかじめ事前打ち合わせが済んでいる提供会員の方の了承が得られているのであれば、即センターに日時や支援内容等を連絡してください。
Q 4	提供会員は同時に複数の子どもの預かることができますか？
A 4	兄弟姉妹の場合は可能です。 ただし、複数の家庭の子どもを同時に預かることはできません。
Q 5	事前打ち合わせでは、支援時間が4時間の予定でしたが、実際には2時間で済みました。どのような計算になりますか？
A 5	実活動での計算になります。当日キャンセルではなく支援時間の変更になります。いかなる変更の場合にもセンターに連絡をしてください。
Q 6	依頼当日に時間の延長はできますか？
A 6	提供会員の都合もありますのでできる限り避けてください。提供会員の承諾があれば可能ですが、その場合にもセンターへ必ず連絡をしてください。保険の適用にかかわります。
Q 7	依頼会員が提供会員に報酬を渡す時には、どんなことに注意する必要がありますか？
A 7	子どもの年齢がある程度大きくなると、子どもの目の前で直接現金をやり取りすることは配慮が必要でしょう。現金を直接渡すのではなく、封筒に入れて渡すことをお勧めします。金銭の授受に関する配慮については、ペアを組むための「事前打ち合わせ」の際に話合ってください。
Q 8	援助活動のため、子どもを学校から提供会員宅へ行く途中でけがをした場合、保険は適用されますか？
A 8	適用されます。速やかに保護者とセンターへ連絡を入れるとともに、病院に連れていくなど適切な処置をしてください。